

補助対象経費について

(1) 補助対象となる経費

- ① 団体の構成員の交通費等活動経費（1人1日1,000円以内。最大で補助対象経費総額の10%以内とする）
- ② 講演会等における講師の謝金（1人1回3万円が限度）、旅費（交通費実費。宿泊費は食事代抜きで1人1泊1万円が限度）
- ③ 活動に要する消耗品、機材等の購入費（汎用性の高いもの（カメラ、ビデオ、パソコンなど）は除く）
- ④ 講演会等の会場使用料、機材等（団体構成員所有のものを除く）のレンタル料
- ⑤ 活動に要する通信費、運搬料等
- ⑥ パンフレット、調査報告書等の印刷費
- ⑦ 行事等の実施に伴う参加者等の傷害保険料 等

<補助対象となった経費の具体例>

鋏 スコップ チェーンソー替え刃 オイル等の燃料（必要量）
レンタカー代（参加者送迎用） 消毒液 アクリルパーテーション 等

(2) 補助対象とならない経費

- ① 飲食費及び事務所の賃借料
- ② 参加者負担金（入場料や参加費）に相当する経費部分
- ③ その他団体の経常的運営に要する経費

<補助対象とならなかった経費の具体例>

草刈り機 チェーンソー本体 薪割り機
Webカメラ カメラの三脚 非接触体温計 等